

令和 8 年 第 5 回

印西市教育委員会定例会会議録

令和 8 年 5 月 1 9 日（火）

令和8年第5回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和8年5月19日(火)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について（印西市学校運営協議会委員の任命）

日程第 5 議案第1号

令和8年度補正予算について

日程第 6 議案第2号

印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第3号

印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 議案第4号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 9 議案第5号

印西市青少年問題協議会委員の任命について

日程第10 議案第6号

印西市立図書館協議会委員の任命について

日程第11 議案第7号

印西市教育支援委員会委員の委嘱について

日程第12 議案第8号

令和8年度印西市の教育施策について

日程第13 議案第9号

財産の取得に関し議会の議決を求めることについて（印西市立小中学校ロボッチャ®スターターキット）

日程第14 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

教 育 長 渡 邊 義 規

1 番	教育長職務代理者	豊	田	光	弘
2 番	委 員	長	尾	香	奈
3 番	委 員	屋	敷		毅
4 番	委 員	増	田	洋	子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(10名)

教 育 部 長	伊	藤		章
教 育 部 副 参 事 (教育政策課長事務取扱)	平	川	幸	弘
学 務 課 長	大	知	尚	暢
指 導 課 長	岡	田	光	靖
学 校 給 食 課 長	秋	本	康	一
教育D X 推進室長	松	本	博	幸
生 涯 学 習 部 長	鈴	木	圭	一
生涯学習部副参事 (生涯学習課長事務取扱)	中	嶋		広
文 化 振 興 課 長	飯	島	正	義
図 書 館 課 長	岡	本	光	世

職務のため出席した職員(3名)

教 育 政 策 課 総 務 企 画 係 長	藤	代	悠	子
教 育 政 策 課 総 務 企 画 係 主 査	佐	々	木	洋 子
教 育 政 策 課 総 務 企 画 係 主 任 主 事	大	江	恭	平

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより令和8年第5回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育政策課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、教育D X 推進室長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化振興課長、図書館課長、教育政策課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

(議事日程の報告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、長尾委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

まず、経過報告でございます。

4月28日火曜日、学校訪問として大森小・木下小・印西中を訪問いたしました。同日、木刈中学校において学校運営協議会が開催され、出席いたしました。

5月1日金曜日、家庭教育学級運営委員研修会が文化ホールであり、出席いたしました。

7日木曜日、8日までの日程で関東地区都市教育長協議会総会及び分科会が群馬県高崎市であり、出席いたしました。

10日日曜日、第5回印西まちなか音楽祭が印西牧の原駅周辺で開催され、教育委員の皆さんとともに参加、視察いたしました。

11日月曜日、第2回市校長会議が原山小学校であり、出席いたしました。

12日火曜日、第127回印旛・柏文化財センター理事会が佐倉市であり、出席いたしました。

13日水曜日、全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が15日までの日程で高知県高知市で開催され、出席いたしました。

16日土曜日、印西市女性の会総会が中央公民館であり、出席いたしました。

19日火曜日、第5回教育委員会定例会、本日開催しております。

次に、行事予定でございます。

5月20日水曜日、第64回第三部会小学校陸上競技大会が松山下公園陸上競技場であり、出席する予定です。同日、印西地区保護司会総会がコスモスパレット・パレットⅡで開催され、出席する予定です。

21日木曜日、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会及び特別講演が浦安市であり、教育委員の方と共に出席する予定です。

25日月曜日、校長目標申告面接が市役所であり、参加いたします。

各 委 員
教 育 長
(報告第1号)
教 育 長

生涯学習課長

26日火曜日、印西市交通安全対策会議が市役所であり、出席いたします。同日、前日に引き続いて校長目標申告面接ということで、校長の面接を行います。

27日水曜日、印西市更生保護女性会総会が文化ホールであり、出席する予定です。同日、令和8年度印西市町内会自治会連合会総会が市役所であり、出席する予定です。

29日金曜日、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会が新潟県上越市であり、教育委員の皆様と共に参加する予定です。

31日日曜日、令和8年度印西市芸術文化協会総会が文化ホールであり、出席する予定です。同日、令和9年印西市二十歳を祝う会第1回実行委員会が市役所であり、出席予定です。

6月2日火曜日、令和8年第2回印西市議会定例会が22日までの会期で開会する予定です。

11日木曜日、政策決定会議が市役所であり、出席する予定です。同日、第26回印西絵画展がコスモスパレット・パレットⅡであり、視察する予定です。

14日日曜日、印西民謡民舞大正琴チャリティショーが文化ホールであり、参加する予定です。

17日水曜日、第1回市校長研究協議会が牧の原小学校であり、出席する予定です。

18日木曜日、市学校運営研修会開講式が教育センターであり、出席する予定です。

19日金曜日、印西市職員採用試験（新卒・第2新卒枠）の面接が市役所であり、面接を行います。

20日土曜日、第5回舞踊の彩典が文化ホールであり、出席する予定です。

24日水曜日、千葉県都市教育長協議会全体会・分科会・情報交換会が千葉市であり、出席する予定です。

25日木曜日、第6回教育委員会定例会が市役所であり、出席する予定です。同日、教育委員学校訪問ということで、小倉台小・コスモスキッチン・木刈小・木刈中学校を教育委員の皆さんとともに訪問する予定でございます。

以上でございますが、何かご質問等ありますでしょうか。

なし。

それでは、これより議事に入ります。

日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

報告第1号 臨時代理の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項及び印西市学校運営協議会規則第4条第2項に規定する印西市学校運営協議会委員の任命を、印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により次のように臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年5月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それではご説明いたします。

学校運営協議会につきましては、令和7年度より印西中学校区を対象として実施しておりますが、印西中学校区の委員に変更が生じたので、対象学校の所在する地域の住民として倉持幸枝氏、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者といたしまして松丸孝一氏を任命したものでございます。

任期につきましては、印西市学校運営協議会規則第4条第5項の規定により、前任者の残任期間であります令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

続きまして、木刈小学校、小倉台小学校、印旛中学校区の学校運営協議会につきましては、前回の教育委員会定例会におきまして一部委員の任命について承認をいただいているところでございますが、選出区分、対象学校に在籍する児童生徒の保護者の委員の確定分につきましては、記載いたしております武藤慧氏、半澤直樹氏、豊田武氏、岡田愛氏、宮沢一樹氏の合計5名を任命しましたので、ご報告するものでございます。

任期につきましては、令和8年5月1日から令和10年3月31日まででございます。

ご説明は以上でございます。

教 育 長

では、これから質疑を行います。

各 委 員

質疑はありませんか。

教 育 長

なし。

質疑なしと認めます。

(議案第1号)

教 育 長

以上で報告第1号を終わります。

日程第5 議案第1号 令和8年度補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教 育 部 長

議案第1号 令和8年度補正予算について。

令和8年第2回印西市議会定例会に提出する令和8年度補正予算について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和8年5月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、概要についてご説明いたします。

教 育 長
学校給食課長

議案第1号 令和8年度補正予算をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

13款分担金及び負担金の減、16款県支出金の増を合わせまして、歳入予算の総額を4億3,122万2,000円増額するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

9款教育費の5項社会教育費の増、6項保健体育費の増を合わせまして、歳出予算の総額を1,602万6,000円増額するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業につきまして、2号館の解体及び撤去等に係る割賦支払い分の金利確定に伴う事業費の増額に伴い、債務負担行為を追加するものでございます。詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

学校給食課長。

それでは、議案第1号審議資料、令和8年度補正予算の資料をご覧ください。

1-1ページをお願いいたします。

歳入予算、13款1項4目教育費負担金につきましては、670万7,000円を減額補正するものでございます。補正理由といたしましては、令和8年4月から開始されました小学校児童分の給食費の無償化分として、千葉県公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減補助金を計上することにより、児童の特別支援教育就学奨励費受給者分の給食費負担金を減額するものでございます。

次に、16款2項8目教育費県補助金の千葉県公立中学校等給食費無償化支援事業補助金につきましては、2,470万4,000円を減額補正するものでございます。補正理由といたしましては、先ほどと同様に、小学校児童分の給食費の無償化分として、令和8年4月から開始されました千葉県公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減補助金を計上するため、児童の第3子以降の補助対象分を減額するものでございます。

なお、こちらの補助対象は第3子以降の生徒のみに変更となりましたことから、名称が変更となりました。

次に、16款2項8目教育費県補助金の千葉県公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減補助金につきましては、4億6,263万3,000円を増額補正するものでございます。補正理由といたしましては、令和8年4月から開始されました千葉県公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減補助金を計上するため、増額するものでございます。

続きまして、歳出予算として1-2ページをご覧くださいと思います。

9款6項3目高花学校給食センター事業につきましては、先ほどの歳入補正予算で千葉県公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減補助金を計上しますことから、歳出予算においてその補助金相当額を特定財源として充当するため一般財源を減額し、財源補正を行うものでございます。

次に、1－3ページをご覧ください。

同目の牧の原学校給食センター事業につきましては、1,067万5,000円を増額補正するものでございます。補正額の内訳としましては、まず事業費の財源として、公立中学校に在籍する第3子以降への給食費無償化分として千葉県公立中学校等給食費無償化支援事業補助金を充当するため、918万9,000円を特定財源として増額するものでございます。

次に、10節物品修繕として151万9,000円の増でございますけれども、修繕内容は、洗浄機における食器整理装置の部品交換及び消毒保管庫の扉パッキンの交換でございます。

次に、施設・設備修繕として236万9,000円、こちらの内容につきましては、排煙濃度計のファン、給湯ポンプ、蒸気ボイラー、脱臭装置、トイレの水洗及び調理場の照明の修繕でございます。

14節工事請負費として678万7,000円、こちらの内容につきましては、蒸気ボイラーの制御弁及び減圧弁の交換工事でございます。

以上の修繕及び工事につきましては、当初予算で計上した箇所以外で3月の点検時で指摘及び1月以降機器等の劣化状況が確認されたため、機能改善を図るため、合わせて1,067万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、1－4ページをご覧ください。

同目の印旛学校給食センター事業につきましては、これも歳入補正予算で予算計上します公立中学校に在籍する第3子以降への給食費無償化分としての千葉県公立中学校等給食費無償化支援事業補助金及び千葉県公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減補助金を計上しますことから、歳出予算においてその補助金相当額を特定財源として充当するため、一般財源を減額し、財源補正を行うものでございます。

次に、同目の中央学校給食センター事業につきましては、386万3,000円を増額補正するものでございます。補正額の内訳としましては、まず事業費の財源として千葉県公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減補助金を計上しますことから、歳出予算においてその補助金相当額2億4,361万6,000円を特定財源として充当するため、一般財源を減額し、財源補正を行うものでございます。

次に、施設・設備修繕として386万3,000円を増額補正で、内容は当初予算で計上した箇所以外において、3月の定期点検でコンテナ洗浄機、蒸気釜の下、消毒保管庫、自動フライヤー等の修繕の指摘があったことから、機能改善を図るため増額補正をするものでございます。

説明は以上でございます。

生涯学習課長

続きまして、生涯学習課でございます。

1－5ページ、上段をご覧ください。

9款5項4目公民館費の（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業につきまして、12節委託料で148万8,000円を増額補正するものでございます。補正理由につきましては、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業における2号館の解体及び撤去、並びに交差点及び敷地内市道に係る割賦支払分の金利確定に伴う事業費の増によるものでございます。

続きまして、同ページの下段をご覧ください。

（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業につきまして、債務負担行為の追加をするものでございます。債務負担行為の限度額は、69億4,873万7,000円で、内訳は委託料で59億1,148万9,000円、使用料及び賃借料で10億3,724万8,000円でございます。設定期間は令和8年度から令和26年度まででございます。年度区分につきましては、令和8年度以降各年度3億6,572万3,000円でございます。

補正理由につきましては、先ほどの説明と同様で割賦支払分の金利確定により令和8年度以降の支払総額が増額となることによるものでございます。

以上が、議案第1号 令和8年度補正予算の説明でございます。

教 育 長

ありがとうございました。

では、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

増田委員。

増 田 委 員

お願いいたします。

丁寧なご説明ありがとうございました。学校給食課さんの審議資料1－3、牧の原学校給食センター事業の中から一つ、必要があつての修繕料及び工事請負費だと思いますけれども、予算を立てた後に、ここまで増額となった理由がお聞かせいただきたいと思います。

併せて、審議資料1－4、中央学校給食センター事業、ここでも同じように点検結果で必要になった修繕があるところ、修繕料の不足が見込まれることになった理由があればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教 育 長

以上2点の増額の質問です。

学校給食課長。

学校給食課長

こちらの修繕、牧の原学校給食センターにつきましても特に定期点検を春休み、ちょうど給食が終わった後実施することが多いのですけれども、その中で業者のほうから指摘があつて、新年度以降給食の提供に支障が出るということなので、そういう箇所につきましては修繕しなければいけないだろうと。当然当初予算のほうでも計上した額はございますけれども、そちらにつきましては、やはり予算作成時の指摘の部分で計上

教 育 長
増 田 委 員
教 育 長
各 委 員
教 育 長

各 委 員
教 育 長

(議案第2号)
教 育 長

生涯学習課長

したものでございますので、そちらのほうはちょっと切り離して、6月補正で3月に指摘あった部分は補正で対処させてもらって対応するという事で計上したものでございます。

牧の原学校給食センターにつきましては、平成8年に開設して30年を迎えた施設でございます、やはり機器等についても適宜交換修繕をしてきたところなんですけども、やはりそういった部分では劣化の激しいところも多いですので、修繕箇所が多くなって対応しているところでございます。

中央学校給食センターにつきましても、同様に3月で業者のほうから指摘をされたところがございますので、そういったところについてはやはり同様に修繕をしていくというところで、牧の原学校給食センターと同様に予算計上をしたところでございます。

以上でございます。

いかがですか。

ありがとうございました。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

なし。

では、これで質疑を終わります。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

議案第2号 印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れる。

令和8年5月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

審議資料をご覧ください。

初めに、1改正の要旨でございますが、印西市立小林学童クラブの名称及び位置を改めるものでございます。

2改正の理由でございますが、印西市立小林学童クラブの移設による

ものでございまして、現在小林子育て支援センターと併設となっている印西市立小林学童クラブを、小林北小学校内に移設するものでございます。

3施行期日等でございますが、(1)施行期日につきましては、令和9年4月1日。ただし、附則第2項の規定は公布の日とするものでございます。

(2)準備行為でございますが、印西市立小林北学童クラブの指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例第15条及び第16条の規定により行うことができるものとしてございます。

4新旧対照表をご覧ください。

第3条別表第1中、現在、印西市小林北五丁目12番地1に所在する印西市立小林学童クラブを小林北小学校内に移設するため、位置を同小学校の所在地であります印西市小林北五丁目1番地5に改めるとともに、名称を印西市立小林北学童クラブに改めるものでございます。

附則につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

以上でございます。

教 育 長

では、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

増田委員。

増 田 委 員

小林小学校のフェンス近くにある学童というのは、もうなくしたのですか。

教 育 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

小林小学校の学童クラブにつきましては、小林第二学童クラブということで、これとは別の学童クラブでございまして、今回設置するのは小林北小学校に通う児童が利用している施設が、小林子育て支援センターと併設しているんですけれども、それが学校の敷地外にあるものですから、それをこのたび小林北小学校の中の教室に移設をするというものでございます。

増 田 委 員

それが印西市立ということで、小林北小の子どもたちは、どんぐり保育園さん近くのところにある学童を利用していた子も多いんですが、あれもまた別ものですか。

教 育 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

今おっしゃられた学童が、ここで言うこの印西市小林学童クラブでございます。小林小のほうが第二ということなんです。ちょっと分かりづらいのですが、最初に学童クラブができたのが小林北小学校の近くでしたので、そちらのときに印西市立小林学童クラブという名称にした経緯がございまして、その後、小林小学校のほうにできた学童クラブを小林第二と名づけましたので、ちょっと分かりづらいのですが、今回の移設に関しては、小林北小学校の近くの小林学童クラブを小林北小に移すとともに、名称を小林北学童クラブに改めるものでござい

教 育 長
各 委 員
教 育 長

ます。

では、そのほか質疑はありませんか。

なし。

では、これで質疑を終わります。

議案第2号について、採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

各 委 員
教 育 長

(議案第3号)

教 育 長

日程第7 議案第3号 印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第3号 印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年5月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

審議資料をお願いいたします。

1改正の要旨でございますが、印西市立小林学童クラブの名称及び定員を改めるものでございます。

2改正の理由でございますが、印西市立小林学童クラブの移設によるものでございます。

3施行期日等でございますが、(1)施行期日につきましては令和9年4月1日、ただし附則第2項の規定は公布の日とするものでございます。

(2)準備行為でございますが、印西市立小林北学童クラブの指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則第2条、第11条及び第12条の規定の例により行うことができるとするものでございます。

4新旧対照表をご覧ください。

第2条別表中、現在の印西市立小林学童クラブを小林北小学校内に移設するため、名称を印西市立小林北学童クラブに改めるとともに、定員を45人から35人に改めるものでございます。

附則につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

ご説明は以上となります。

教 育 長

では、これから質疑を行います。

	質疑はありませんか。
	増田委員。
増 田 委 員	定員45人のところが35人に変更されるということで、定員が減ることでのメリットというのはいろいろあると思うのですけれども、10人減るということで、利用する人にとっての不都合となるものというのではないのでしょうか。
教 育 長	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。
	現在の学童クラブの登録者数で申し上げますと、23人という状況でございますので、現在利用されている方に対しましては、35人となっても影響がないものと考えます。
増 田 委 員	10名減らしたことの理由はありますか。
教 育 長	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。
	こちらの定員につきましては、施設の占有面積から算出しておりますので、今回移設する場所の広さから割り返すと、定員が35名となるものでございます。
教 育 長	では、ほかに質疑はありませんか。
各 委 員	なし。
教 育 長	では、これで質疑を終わります。
	議案第3号について採決をします。
	お諮りいたします。
	議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
(議案第4号)	
教 育 長	日程第8 議案第4号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
	生涯学習課長。
生涯学習課長	議案第4号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。
	印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。
	令和8年5月19日提出。
	印西市教育委員会教育長、渡邊義規。
	それでは、ご説明いたします。
	審議資料をご覧ください。

1改正の要旨でございますが、印西市立中央駅前地域交流館の芸術ホール及びアートギャラリーの利用申請期間を利用日の2か月前から6か月前に改めるものでございます。

2改正の理由でございますが、芸術ホール及びアートギャラリーの利用申請期間を延長することにより、利用者の利便性を向上させるものでございます。

3施行期日等でございますが、(1)施行期日につきましては令和8年10月1日でございます。

(2)経過措置でございますが、この規則の施行前に改正前の本規則の規定により出された処分、手続その他の行為は、新規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすこととするものでございます。

次に、4新旧対照表をご覧ください。

4-1ページ、第7条でございますが、印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則の改正履歴を改めるとともに、字句の修正を行うものでございます。

4-2ページの同条第3項につきましては、第4項に繰り下げまして、第3項に芸術ホール及びアートギャラリーにあっては、利用日の属する月の6月前の月の9日から利用日の1日前までとするという規定を追加するものでございます。

また、第9条第3項から第7項につきましては項番号を繰り下げ、第3項に芸術ホール及びアートギャラリーにあっては、利用日の属する月の6月前の月の初日から7日までの間に、予約規則に基づき予約をすることができる旨の規定を追加するものでございます。

4-3ページ、第10条でございますが、字句の修正を行うものでございます。

次に、第21条でございますが、この度の改正に伴い、引用する項番号の整理を行うものでございます。

附則につきましては、先ほどのご説明のとおりでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

屋敷委員。

屋 敷 委 員

利用申請期間を早めた、2か月前から6か月前に変えるということですが、これは市民の意見か声か、そういうものがあったからでしょうか。

また、ほかの公民館の利用をするような部屋の予約状況とかも、やはり同じように繰り上げることはできるものなのでしょうか。よろしくお願いいたします。

教 育 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。このたびの6か月前に変更するということにつき

教 育 長
各 委 員
教 育 長

各 委 員
教 育 長

(議案第5号)
教 育 長

生涯学習課長

ましては、利用者からの要望等もございまして、変更させていただくものでございます。

もう1点の公民館につきましては、今回、交流館の施設の中でも芸術ホール、アートギャラリーのみを6か月前に変更するので、そのほかの諸室につきましては、今までどおり2か月前の予定でございます。こちらホール等につきましては、大きなイベント等を行うに当たりまして、準備期間が必要だというお声もいただいておりますことから、6か月前からという期間とするものでございます。

公民館につきましては、それほど大きい部屋というものは特にありませんで、文化ホール等につきましては、1年前から予約できるような状況になっておりますので、公民館につきましては今のところ変更する予定はございません。

そのほか質疑はありませんか。よろしいですか。

なし。

では、これで質疑を終わります。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 印西市青少年問題協議会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

議案第5号 印西市青少年問題協議会委員の任命について。

地方青少年問題協議会法第3条及び印西市青少年問題協議会条例第3条第3項の規定により、印西市青少年問題協議会委員を次のとおり任命するよう市長に申し入れる。

令和8年5月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

印西市青少年問題協議会委員の選出区分、学識経験者といたしまして、印西市PTA連絡協議会の河邊江梨氏を委員として任命するよう市長に申し入れるものでございます。

任期につきましては、印西市青少年問題協議会条例第3条第3項の規定により、前任者の残任期間であります令和8年6月1日から令和9年5月31日までとなります。

説明は以上でございます。

教 育 長

では、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

各 委 員
教 育 長

なし。
では、これで質疑を終わります。
議案第5号について採決をします。
お諮りいたします。

各 委 員
教 育 長

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(議案第6号)
教 育 長

日程第10 議案第6号 印西市立図書館協議会委員の任命についてを
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

図書館課長。

図 書 館 課 長

議案第6号 印西市立図書館協議会委員の任命について。

印西市立図書館協議会委員を図書館法第15条及び印西市立図書館設置
条例第6条の規定により、次のとおり任命する。

令和8年5月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

本委員につきましては、令和8年5月31日をもって任期満了になること
から、新たに任命するものでございます。

今回任命する方は、学校教育関係者として本埜中学校校長山口裕子
氏、大森小学校教諭森山有子氏、印旛中学校教諭中嶋由美氏、社会教育
関係者として鎌田ゆかり氏、石ヶ谷康子氏、柴田加寿子氏、家庭教育の
向上に資する活動を行う者として佐藤美緒氏、学識経験者として大和昌
平氏、久門恵子氏、市民公募者として白井豊氏、以上10名でございま
す。

新規委員は、山口裕子氏、森山有子氏、鎌田ゆかり氏、柴田加寿子
氏、佐藤美緒氏、白井豊氏の6名でございます。このうち、鎌田ゆかり
氏は元白井市立図書館館長で、現在同館に勤務されている方でございま
す。柴田加寿子氏は、木刈親子読書会に所属し、図書館ボランティアと
して活動されている方でございます。佐藤美緒氏は、令和7年度に滝野
小学校において家庭教育学級委員長を務められた方でございます。

任期につきましては、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年
間でございます。なお、1番委員、2番委員、3番委員の方につきまして
は、教育公務員特例法第17条第1項の規定による兼職を認め、条例で定
める報酬及び費用弁償を支給するものでございます。

教 育 長

説明は以上でございます。

では、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各 委 員

なし。

教 育 長

質疑なしと認めます。

議案第6号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(議案第7号)

教 育 長

日程第11 議案第7号 印西市教育支援委員会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

議案第7号 印西市教育支援委員会委員の委嘱について。

印西市教育支援委員会委員を印西市教育支援委員会条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和8年5月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

ご説明いたします。

本案は、印西市教育支援委員会の委員の一部について、令和7年度末の人事異動を受け、令和8年6月1日付で委嘱するためでございます。

委嘱する方はお二人で、特別支援教育関係機関代表として印西市子ども発達センター小川茂子氏、保育園代表としてもとの保育園米井悦子氏で、任期はいずれの方も令和8年6月1日から令和9年5月31日まででございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

では、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各 委 員

なし。

教 育 長

では質疑なしと認めます。

議案第7号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(議案第8号)

教 育 長

日程第12 議案第8号 令和8年度印西市の教育施策についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教 育 部 長

議案第8号 令和8年度印西市の教育施策について。

令和8年度印西市の教育施策を別紙のとおり定める。

令和8年5月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

「はじめに」でございます。

市では、令和8年度から令和12年度を計画期間とする印西市教育ビジョンを策定し、不易と流行を基盤としながら、急速に変化する社会の中で、子どもたちが自分らしく学び、未来へ一歩踏み出せるよう、学びの質の向上を図ってまいります。併せて、個別最適な学びや探究的な学習の充実など、今の時代に合った教育を進めてまいります。

また、子どもたちの学びを支える土台として、生涯学習や文化振興も大切な分野であることから、公民館や図書館での学びの機会の充実、地域に根づく文化や伝統の継承などを通じ、市全体の教育力の向上を図ってまいります。

続きまして、3ページに目次、4ページに教育施策の体系を記載しております。

教育施策の体系につきましては、国・県の教育振興基本計画を参酌し、学校教育分野を中心とした印西市教育ビジョンに、令和8年度から令和12年度を計画期間とする印西市第2次基本計画を基に、生涯学習、文化振興分野を加え、4つの柱により構成しております。また、各施策の実現に向け、施策の方向性まで含め、体系的に整理しております。

続きまして、柱ごとの施策についてご説明いたします。

5ページから7ページにかけましては、「教職員：働くプロジェクト」でございます。

教職員の働きやすさと働きがいとを両立させた取組により、「こどもの笑顔が生まれる、教職員の働くよろこび日本一」の実現に向け、3つの施策を展開いたします。

続きまして、具体的な取組につきましてご説明いたします。

8ページ、記載の説明にございますとおり、教育ビジョンの一環の事業や新たに展開する事業を中心に、令和8年度から5年間で実施する取組と年度ごとの実施内容を記載しております。今後教育施策用の管理シートにより、目標を設定し、進行を管理してまいります。四角く囲った部分につきましては、以前より経常的に実施しており、今後も着実に実施していく事業としております。

続きまして、9ページをご覧ください。

教職員：働くプロジェクトの具体的な取組といたしましては、教頭のシャドーイング調査や学校業務の棚卸しを実施し、多様な人材配置や支援体制の強化につなげてまいります。

次に、10ページから13ページにかけましては、「こども：学ぶプロジェクト」でございます。

市の強みである日本一のデジタル教育と市の特色である自然との調和で、子どもたちの可能性を最大限に引き出す取組により、「未来を切り拓く世界モデルの学び」の実現に向け、4つの施策を展開いたします。

続きまして、14ページをご覧ください。

こども：学ぶプロジェクトの具体的な取組といたしましては、STEAMを統合的に学ぶためのロボット教材の配備とカリキュラム展開を進めるほか、校内教育支援センターの拡充、市教育支援センターまきばの新設に向けた制度設計、構築を進めてまいります。

次に、15ページ、「地域：共に育むプロジェクト」でございます。

学校と地域がつながる仕組みづくりや、社会全体で子どもたちの学びを支える取組により、「こどもの学びを社会で育む” 共育” 日本一」の実現に向け、3つの施策を展開いたします。

続きまして、16ページをご覧ください。

地域：共に育むプロジェクトの具体的な取組といたしましては、学校運営協議会の設置、アフタースクールの導入、持続可能な地域クラブの運営体制の整備を進めてまいります。

次に、17ページから18ページにかけましては、「知恵の探究、文化芸術の継承」でございます。

生涯学習で得た知識を地域に還元するとともに、文化遺産の継承、また文化芸術の振興を図るため、2つの施策を展開いたします。

続きまして、19ページをご覧ください。

知恵の探究、文化芸術の継承の具体的な取組といたしましては、公民館の利用制限緩和の検討及び段階的な導入、市民団体と連携した図書館事業の実施、子どもたちの文化芸術活動の充実を進めてまいります。

令和8年度は子どもたちの未来に向けた学びをさらに確かなものとする1年として、市民の皆様とともによりよい印西市の教育を推進してまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長

令和8年度印西市の教育施策についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長尾委員。

長 尾 委 員

ご説明ありがとうございます。

まず、お伺いしたいのですが、11ページに施策②の2. 基礎的・基

本的な知識・技能の向上について、ここでA I ドリルを導入しというふう
に書いてあるのですが、こちらはキュビナというものでよろしいので
しょうか。

教 育 長
教育D X推進
室 長

教育D X推進室長。

お答えします。

現在、キュビナというおっしゃったものが、モデル校で実施している
ものでございますが、それを鑑みて、良いものであればそれを導入いた
しますし、ほかにA I ドリルと呼ばれるものが多数ございますので、そ
の中からよりよいものを選択していきます。

教 育 長
長 尾 委 員

長尾委員。

ありがとうございます。我が子がまさにキュビナを使って昨日も宿題
をしていたのですけれども、その場で解いた問題が丸とかバツとかが分
かるので、すごく効率よく学習できるなというふうに感心していまし
た。

ですが、見ているとやはり i P a d に書くということで、普段紙に書
くよりもさらに字が汚くて、これは字が汚くなっていってしまうのかな
と思ったり、でも先生は紙で書くものとキュビナで解くものとどっちと
も出してくださるので、ちゃんと紙に書く習慣も残しながら、例えば算
数とかそういうのはキュビナでやっていくと、いいのかもしれないと思
ったりもしました。

字が汚くてもちゃんとA I が認識して、丸とかバツとかできるのが本
当にすばらしいなというふうに思いました。一方で、中学生の息子はと
いうと、そういうA I ドリルというものがなくて、中学生になるとさら
に宿題が、塾に行く子が増えて宿題が少なくなっていくので、そういう
中学生こそそういったドリルがあると、日々の学習によりやる気が出た
りとかするのかなと思いました。

小学生の子どものほうの i P a d にはタッチペンがもうあって、中学
生の子どものほうにはタッチペンがないので、やはりモデル校というこ
とでより早くこのタッチペンが小学生のほうの子にはあってということ
なのかなと思ったのですが、A I ドリル、ぜひ小学生も中学校も導入し
て、なるべくいい形で進んでいけたらなと思いました。

あともう一つ質問ですが、先生方には子どもがキュビナ上、A I ドリ
ル上でやった学習は、先生にはどのような形でフィードバックされるの
かなと気になりました。教えていただければと思います。

教 育 長
教育D X推進
室 長

教育D X推進室長。

お答えします。

まず、タッチペンに関しましては、実は今年度から中学生も i P a d
でタッチペンを採用されておりまして、できるようになりましたので、
ご安心ください。

それから2点目、フィードバックですが、教員には子どもの一覧が、

どこまで問題に取り組んでいるか、いつ何時何をやった、その授業の教科等はやったかとか、どこでつまづいているかというフィードバックが教員には行くようになっていまして、もちろんお子さんにも行くようにはなっておりますので、それを見て教員が子どもたちのつまづきや、できるところなどを見ながら授業を進めるというような形になっております。

教 育 長
教育D X推進
室 長

中学校ではA Iドリルの導入については今後できますか。

中学校はプリントなんですけど、原山中ではなくて、別の中学校でモデル校的に実施しておりまして、その成果をまた見たいなと思っております。

教 育 長

ただいまモデル中学校でも実施しているという話でした。よろしいですかね。

長 尾 委 員
教 育 長

はい、ありがとうございます。

では、ほかに質疑はありませんか。

豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員

令和8年度の教育施策に含むものなのか含まれないものなのか、ちょっと判断つかないところなんですけども、今日も5月だというのに30度近くまで気温が上がってきた。近年の異常気象ですとか、地震なんかかなり最近頻発しておりますので、そういった中で、子どもたちの防災教育の位置づけというのは、例えばどのような形で、施策の中に含まれるとかそういう問題ではないと思うのですけれども、それがどのように進められているのかというのを教えていただければと考えております。

また、防災気象情報も改正がなされて、いろいろな段階ですとか避難のタイミングですとか、そういったものもかなり変わってきています。自分の命は自ら守るというような考えもいろいろ、施策も行われているかと思うのですけれども、そういった小中学校の教育で何かございましたら、ちょっと参考までに教えていただければと思います。このタイプの話題をつくるのがきっかけになることはまた別問題としてですね。よろしく願いいたします。

教 育 長

では、防災教育についてということですからけれども。

指導課長。

指 導 課 長

ご質問ありがとうございます。今回の教育施策の中で載せていますとおり、14ページ、こども：学ぶプロジェクトの施策④多様な学びの保障と包摂的な支援体制の整備の中の2番、地域と連携した多様な学びの支援の中に、四角の枠の中の一番下、交通安全教室、防犯教室、避難訓練の実施ということで、これに該当するかとは思いますが。

各学校では、地震やまた大雨、熱中症も想定しながら、様々なや避難訓練や学級指導が行われておりまして、小学校でも中学校でもやはり自分の命は自分で守る行動を身につけるように、あるいは意識できるような取組、指導支援を行っております。

豊田委員
教育長

増田委員

以上でございます。

どうもありがとうございました。

では、ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

ご説明ありがとうございました。

今年度の教育施策に、教育ビジョンで示されたことが具体的な取組となっており、またこれから進められている施策というものが組み込まれているということを感じました。

施策について見せていただいた中で、自分本位な解釈で質問をさせていただくというところに心苦しさはあるのですが、幾つかお聞かせいただきたいと思います。

一つは、9ページの資料のところなんですけれども、一覧になっているところの中からなのですが、児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行う人材配置、学校にとっては人員体制の強化というのは非常にありがたいところで、検証的に実施する事業に示されている小学校については、学校の求めているもの、また求めているだけの必要に応じて対処していただけているのではないかと考えています。

また、今年度医療ケア児対応の看護師の配置が実行されたことも大変よかったなと思います。こうした職に就く方たちについては、広報等で募集をかけて、必要数をしっかり確保されていると思います。それがここが一番上にある人材バンク登録とは違った意味の人材確保だとは思いますが、ここにある人材バンクの整備とある取組が、本年度改善とあるのですが、どのような課題があって、どうこれを改善していくのかというようなことについて、見通しがあればご説明いただけたらと思います。お願いいたします。

教育長
学務課長

学務課長。

ではお答えいたします。

この人材バンクですけれども、昨年令和7年9月から始めたものであります。昨年度の段階で登録者のほうが十数名いました。いわゆるパーティーチャー、教員の免許を持っているのですが、現場で働いていない方、そういう方を発掘することで、学校の現場の教員不足、これを解消するということが目的であります。

しかし、その登録した方にとっては、実際にフル勤務をすることに対してとか、あるいはしばらく離れていた、あるいはまだ未経験である学校に行って指導することに対しての不安がどうしてあるとお聞きしまして、その方々にとっては実際に非常勤の勤務形態を希望する方が多くいらっしゃいました。

ですので、昨年度末の段階でお仕事ををお願いするに当たっては、会計年度任用職員として配置をするというのが現状でありまして、それが課題と言えるかなと思っています。

今後なのですけれども、登録した方々の先ほど申しました不安を解消するために、その方々を集めて短期間ですけれども、研修を行ったりですとか、あるいは解消した後に引き続きこちらでも現場に行って支援をしたりとかというような形でのフォローアップ体制を検討するということで改善に今後も努めていきたいと思っています。

以上です。

増田委員
教育長
増田委員

ありがとうございます。続けてよろしいですか。

どうぞ。

その下に、負担の大きい校務を支援する人材配置があって、例えば6番から10番までのところ、これは令和8年度に制度設計をして、そして次年度取り組めるような段階に進めて、次年度に一部実行というような形に、大変スピード感を持った取組と思うのですけれども、次年度に実行していくというふうはこの1年で準備をしていくとなると、その職に就く方たちの確保というのがときに必要になってくるのでしょうか。

ここにある学校にとって大変ありがたい職種というのは、どのような内容であるのかとか、どのような立場の人がそれに就くのだろうかと。これはやはり広報などで呼びかけをしながら人材を集めていくというようなやり方をしていますか。

教育長
学務課長

学務課長。

お答えをいたします。

今増田委員さんがおっしゃいましたそちらに書いてあるいろんな、例えば教頭マネジメントですとか養護教諭アシスタント、事務アシスタントというところですが、こちらに関しましては、教頭職でしたり、養護教諭とか事務職員というのは各学校において1年から2年しかないということですね。

そう考えると、例えば大規模校で考えた場合には、特にその方々に対する負担というのがやはり大きくなっていくというところで、できるだけ速やかにそういう方たちの負担を軽減する施策を講じていくというところがありますので、先ほどスピーディーにというお話がありましたけれども、こちらはできる限りそれについては速やかに改善していく必要があると考えています。

その配置の仕方に関しましては、令和9年度に一部実行ということで、まずはニーズの高い学校のほうに少人数ですけれども、配置を優先的に行っていくって、その後段階的に配置を拡大していくということで、こちらの担当側としても、できるだけ負担をかけないようにということろは考えながら進めていきたいと考えています。

ただ、増田委員おっしゃるように、人材の確保というところはやはり負担、大きなハードルとこちらでも考えておりますので、そちらにつきましては、今現在市の会計年度任用職員さん、免許をお持ちの方もいらっしゃいますので、そういう方たちに改めて声をかけたりとか、あるいは

先ほどのご説明しました人材バンクという形で、市の広報とは別でポスターを掲示したりとか、あるいはホームページでうたいながらというところでの募集の仕方も併せて行いながら、その確保には努めていきたいと思っています。ありがとうございます。

増 田 委 員

ありがとうございました。スピード感を持った取組になっているというところは、大変ありがたいことですが、それを準備していくとか、段取りをつけていくということを担当される方々と、また改めて大きな負担と言ったら語弊があるのですが、今やっている業務と併せてこうしたことの準備を進めていく、取組の計画を立てていくことを、急いでやってくれとなるのはまたちょっと違うかなというのはあります。

それともう一つすみません、指導主事による伴走支援業務が、教育課程編成への支援というのがありますけれども、現在指導主事で活躍されている皆さんにとってもどのような取組になるのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

教 育 長
教育D X推進
室 長

教育D X推進室長。

お答えします。

伴走支援でございますが、これまでの点での訪問、いわゆる1日訪問して指導でそれを終えるという形ではなくて、学校の課題設定から改善であるとか定着までの線であるとか面で見るとようなイメージを考えております。

具体的には、学校の研究推進をお手伝いするために、授業づくりのお手伝いであるとか、指導案の作成であるとか、そして教材づくりであるとか、はたまた普段の授業の内容なんか、そういったものを指導主事に気軽に相談できるような、そういう体制づくりをしたいなという、そのような取組でございます。

ただ、いかんせん学校もいろんな実情もございますので、こちらの押しつけではなくて、学校の要望に合わせて、実施する時期・長さ・内容とか、そういったものを決めていただこうかなと思っておりまして、指導というよりも伴走していくという、そのような取組でございます。

教 育 長

では、そのほか質疑はありませんか。

長尾委員。

長 尾 委 員

もう一度先ほどの人材バンクについてお伺いしたいのですが、先日ある焼肉屋さんに行ったら、まさにこれが印西の人材バンクのチラシではないかなというものを見つけて、QRコードに読み取ってみたのですが、QRコードで読み取って関係していくところを見ると、教員免許をお持ちの方を募集しているのかなという感じの印象を受けたのですが、やはり今のところ印西市の人材バンクはそういう学校に携わった経験のある、教員免許のある方を現場は必要としているのか、それとも今後は、教員免許を持っていない人でも自分が学校にこうい

教 育 長
学 務 課 長

ことで貢献できるんじゃないかみたいな人も人選にあるような、そういう地域で子どもをみんなで育てていこうという形になっていく可能性があるのかとか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

学務課長。

ではお答えいたします。

今、学校現場のところで教員不足というお話をしたのですけれども、今一番不足しているのはやはり正規の教員というよりも、講師の方ですね。講師というのは、担任もできますし、専科授業というか、子どもたちに直接授業を1人で行うこともできます。

そういう方が年度の初めで不足をしているケースもありますし、あるいは年度途中でどなたかが産休に入ったりとかいうときに、代わりに入ってくれる講師がなかなかいないと。そうなったときには、校内で別の担任以外の方が急遽そこにあてがわれることがありますので、やはり講師が学校としては不足しているし、来てほしいというところが切実であります。

そう考えたときに、今回人材バンクで募集している、今長尾委員がおっしゃったように教員免許をお持ちの方がそこに登録してくだされば、すぐに県の教育委員会のほうにも登録をしていただき、直接学校のほうに来て産休の代替ということで担任もできますし、いろんな形で子どもたちに直接関わることができるということになります。

逆に教員免許をお持ちでない方も、もちろん登録していただくのは可能ですけれども、その方に関しては担任は残念ながらできませんが、そういう方でもできる業務というのは学校でも実はたくさんあって、スクールサポートスタッフという形で県のほうに登録していただければ、また子どもには直接指導はできないのですけれども、教員のいろんな事務用務を代わりにやっていただくような職種もありますし、あるいは市の会計年度任用職員さんのほうをご紹介しますこともできます。支援員という形になりますけれども。

ですので、まずはたくさんそういうポスターとかこちらの広報のものをを見ていただいて、とにかく興味を持っていただいて登録をしていただく、そこが全てのスタートかなと考えていますので、その後はいろんなこちらで紹介の仕方があるところですので、まずはその入口と考えていただければと思います。

長 尾 委 員
教 育 長

ありがとうございました。

ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増 田 委 員

すいません、もう一つお願いします。

資料の16ページです。共に育むプロジェクト、みんなでつながり共に育む地域への取組の中からはなります。幼保小の架け橋プログラムの実施に向けた連携というところで、本年度については検討・調査となって

います。この幼保小連携に係る研修会などは、この数年も指導課のほうでなされているかなというふうに、実際には小学校との交流活動等も行われてきているとは思いうのですけれども、これを今年度検討・調査というような取組で示しているのは、何か新たなスタイルになっていくものなのか、これまでと違う取組なのかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

教 育 長
指 導 課 長

指導課長。

お答えいたします。

幼保小架け橋プログラムの現状とこれまでの経緯も含めてお話をしますが、市のほうでは小学校教員や幼稚園・保育園の職員を対象とした幼保小架け橋プログラムの会議を年3回実施しております。その会議の中では、幼保小の連携や接続について研修を行ったり情報共有を行っているところです。

実際、もう既に学校や園では、回数はそれぞれ違うかもしれませんが、地区によって様々な交流は行っていて、昨年度牧の原小学校と近隣の園においてモデルのカリキュラムを作成したのですが、今年度は昨年度モデルとしてつくったものを基として、各小学校あるいは各園というか、全小学校区でそのカリキュラムを全地区で作成する予定というのが、検討・調査という言葉がマッチしませんが、そのカリキュラムを全部の地区で作成すると整えたのが現状です。

以上です。

増 田 委 員

幼保小連携の取組については、文科も県のほうも教育委員会が主体となってみたいなところを文言で示してきているとは思いうのですけれども、この印西市にもある保育幼稚園課さんとか、関係する課と連携を取り合ってこそできる取組なのかなと思うので、そうしたところは、もちろん骨組みを作ったりとかいろいろな調整ということについて指導課の果たす役割は大きいかもしれないのですが、関連するところと、そうでないと公立の幼稚園とか保育園は幹部が少ないところに、民間の幹部が本当大きい、それを束ねていくというようなイメージでいくと、やはり保育幼稚園課さんとかとタグを組まないとなかなか難しいのかなと感じます。よろしくをお願いします。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

ほかに質疑はありますか。

なし。

では、これで質疑を終わります。

議案第8号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
教 育 長

異議なし。

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

(議案第9号)

教 育 長

教育D X推進

室 長

時間も大分たっていますが、どうでしょうか、残りは僅かにはなりましたが、いいですか、続けて大丈夫ですか。

では、続けます。

日程第13 議案第9号 財産の取得に対し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育D X推進室長。

ご説明いたします。

議案第9号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。

令和8年5月19日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは説明いたします。

取得する財産は、印西市立小中学校ロボッチャスターターキット、取得方法は、公募型プロポーザル方式でございます。

次のページ、審議資料をご覧ください。

取得する財産の内容としましては、レゴエデュケーションS P I K E プライム1,372式、ロボッチャビルディングブック1,372式、ロボッチャボール351式、サポート費が1式でございます。主な仕様は表の中のものになっております。

納入場所は、印西市立木下小学校ほか19校、合わせて20校になります。

納入期限は、令和8年9月30日。

取得の理由としましては、児童生徒の情報活用能力をより高めることを目的とするため、市内7校の小中学校で先行導入している当該備品を購入するものでございます。

選定理由としましては、優先交渉権者に特定した理由でございますけれども、全国の学校施設へのロボッチャ導入の実績が複数あり、円滑な導入ができると認められると。それから、サポート体制が整っており、現場負担の軽減が十分に図られていると認められるためでございます。

これまでの経過をご説明いたします。

入札等の審査会が令和8年3月19日。そしてプロポーザルの審査委員会、公告、応募受付期間を経まして、提案書の審査日が4月28日、そして審査結果としまして、株式会社スコップが優先交渉権者となりました。

そして、仮契約としまして令和8年5月15日としております。

以上でございます。

教 育 長	では、説明が終わりました。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
教育D X推進 室 長	すみません、申し訳ありません。
	補足で説明をいたします。
	購入価格をご説明しておりませんので、すみません。1億2,284万2,500円になっております。
	契約の相手方が、東京都港区赤坂四丁目12番5号F A D 20-2F、株式会社スコップ代表取締役の岡本弘毅となっております。
	以上です。
教 育 長	では、質疑はありませんか。
	豊田教育長職務代理者。
豊 田 委 員	今回の財産の取得については、取得方法がプロポーザル方式ということでございますけれども、先行導入している備品と同じ事業者さんということではよろしいのでしょうか。
教 育 長	教育D X推進室長。
教育D X推進 室 長	先行導入している業者とは別でございます。
豊 田 委 員	応募された事業者さんとかはほかにはございましたか。
教 育 長	教育D X推進室長。
教育D X推進 室 長	今回のプロポーザルにおかれましては、1社となります。
豊 田 委 員	応募は1社しかなかったということですね。
教育D X推進 室 長	1社でございます。
豊 田 委 員	ちなみに、今回1,372式の導入ですけれども、木下小学校ほか19校に配置されるということですが、これは生徒数等の割振りで配置されるものなのでしょうか。
	それと、今回サポート費が含まれていますけれども、普通は入らないと思うのですが、サポート費って全体の契約金額の何%ぐらいになるのか、教えていただけますか。
教 育 長	2点のご質問です。教育D X推進室長。
教育D X推進 室 長	1点目の購入する機器の割振りなんですけれども、それぞれの学校の児童生徒数を見ながら導入しているものでございまして、具体的に申しますと、その学校の最大の学年、一番多い学年の人数を割り出しまして、そこ割る2にしております。例えばA小学校のある最大学年が100人いたとしますと、割る2をして有効量を50式入れるような、そのような算出の仕方で導入をしています。
	それからサポート費の割合、これについては少々お待ち下さい。
豊 田 委 員	これは後で教えてください。

教 育 長
教育D X推進
室 長
教 育 長
豊 田 委 員
教 育 長

屋 敷 委 員

教 育 長
教育D X推進
室 長

屋 敷 委 員
教育D X推進
室 長

屋 敷 委 員
教育D X推進
室 長
屋 敷 委 員
教 育 長

まず、児童生徒数に応じてというところですよ。

一番多い学年人数の2分の1ずつ配置されるということです。

続けて何かございますか。

これで結構です。

ほかに質疑はありませんか。

屋敷委員。

取得する財産ということで、一度そろえれば壊れてなくなったなどなければ、もう市の財産としてずっと使えるということによろしいですか。

もう一つ、サポート体制が整っているということで、先生方の負担を軽減されるようなのですが、授業の中でそのロボッチャに対しての指導とか使い方とか、そこまで面倒を見てくれるということなのかなと。

また豊田委員と同じようなことですけど、サポート費というのは例えば1年契約のお金であって、来年からはサポート費だけを支払っていけばロボッチャの授業が成り立っていくのかなと、ちょっとそこを教えてください。

3点ありましたがいかがでしょうか。教育D X推進室長。

こちら買取りとなっております、市の財産になりますので。例えば故障などがありましたらその都度対応していただきます。

それから、サポートに関しましては、確かに初年度導入をどう支援するかと申しますと、授業の立会いは含まれていないのですが、例えば問合せ窓口を用意していただいたりとか、導入がスムーズにいくような様々な資料を用意していただいたりとか、あと各学校の代表者、希望する人たちを集めて研修を何度かやっていきたいという形になります。その方が学校に戻りまして、連絡していただくようにしています。

また、学校に特別に要望があれば、その都度サポートしていただけるようにはします。

それから、長さとしましては今年度限りではなくて、継続的にそういうことをしていただけるということにはなっております。

以上です。

契約年数1年限りではなくて、ずっとでしょうか。

そうですね、はっきりどこかで文章化されているわけではないのですが、口約束で、分かりましたということで。次の年はサポート費はなし、形はゼロ円になりますので。

継続して支援していただけると。

していただけると話をいただいています。

何かお得な気がします。随分良心的ですね。

よろしいですか。

教 育 長	授業の中で、例えば月に何時間とかコマ数は決まっていますか。
教育D X推進室 長	教育D X推進室長。 1学年当たりの学年差はあるのですけれども、10時間から12時間ぐらいのコマ数を考えています。
教育D X推進室 長	月ですか。 年間です。 先ほど豊田委員から質問がありましたサポート費の割合ですけれども、0.63%になります。1%いきません。
教 育 長	1%に満たないということですね。
教育D X推進室 長	金額的には77万2,200円になります。
教 育 長	ほかに質疑はありますか。
各 委 員	なし。
教 育 長	では、これで質疑を終わります。
教 育 部 長	教育部長。
教 育 長	暫時休憩していただいてよろしいでしょうか。
	では暫時休憩します。
	(15時34分)
教 育 長	再開します。
	(15時36分)
教 育 長	では、これで質疑を終わります。
	議案第9号について採決をします。
	お諮りいたします。
	議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	なし。
教 育 長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
(そ の 他)	
教 育 長	日程第14 その他について何かありますか。
教育政策課長	教育政策課長。 教育政策課から、教育委員の学校訪問についてご説明いたします。 毎年教育委員の皆様、教育長、それから職員と小中学校を訪問しております。今年度の訪問先は、小倉台小学校、木刈小学校及び木刈中学校の3校を視察していただく予定でございます。また、中央学校給食センター・コスモスキッチンでの施設見学及び給食の試食を予定しております。 日程は、6月25日木曜日午前10時50分に市役所を出発しまして、小倉台小学校を訪問、視察をいたしました後、コスモスキッチンの施設見学及び給食の試食、午後には木刈小と木刈中を訪問、視察をしまして市役所に戻ってまいります。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

図 書 館 課 長

なお、同日午前10時より第6回教育委員会定例会を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

では、この点につきまして何か質疑はありますか。

なし。

では、質疑なしといたします。

そのほか、その他でありますか。

図書館課長。

それでは、図書館課より民話絵本「光堂の竜」の活用についてご説明させていただきます。

資料のほうをご覧ください。

本日委員の皆様のように民話絵本「光堂の竜」をお配りさせていただきましたので、後ほどゆっくりご覧いただければと思います。この絵本は、印西市に残された民話を後世に伝えとともに、地域理解や愛着、誇りを育むことを目的といたしまして、親から子へと語り継がれてきた口伝えの文化を踏まえ、読み聞かせなどを通じて幅広い世代に親しんでいけるよう、絵本という形で制作したものでございます。

活用につきましては、印西市絵本作活用方針に基づきまして、民話絵本活用検討会のご意見を踏まえながら、市民への周知と普及に努めてまいりたいと考えております。

活用内容の主なものがございますけれども、まず市内の小中学校、幼稚園、保育園、学童クラブ等への配布を行いまして、授業や読み聞かせ等におきまして活用を図ってまいりたいと考えております。

配布につきましては、5月中をめどに配布できるよう、現在準備のほうを進めているところでございます。

併せまして、市内の公共施設や国・県内など自治体の図書館等へ贈呈させていただきまして、また図書館等における有償頒布を行うほか、作者の有賀忍先生による発行記念講演の開催や、原画・版木の展示など、市民の方への周知と理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

今後につきましては、学校教育や図書館事業における活用を進めるとともに、継続的な活用の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長
各 委 員
教 育 長
各 委 員
教 育 長

ありがとうございます。

では、この点について質疑はありますか。

なし。

では、ほかにその他、何かありますか。

なし。

これで日程第14 その他を終わります。

では、事務局から次回教育委員会会議の開催日について連絡がござい

ます。

教育政策課長。

教育政策課長

それでは、次回令和8年第6回印西市教育委員会定例会は、6月25日木曜日午前10時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。なお、6月25日につきましては、定例会終了後、教育委員学校訪問が予定されておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(閉議の宣告)

教 育 長

それでは、これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、令和8年第5回印西市教育委員会定例会を閉会します。

長時間にわたり、ありがとうございました。

(15時40分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年5月19日

教 育 長 渡 邊 義 規

署 名 委 員 長 尾 香 奈